

松木保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

保護者様控

名 称	社会福祉法人なかよし愛育会
所 在 地	さいたま市緑区松木 1-19-21
電 話 番 号	048-810-5237
代 表 者 氏 名	理事長 伊藤 安博

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	地域と繋がりを持って、地域に適応した社会福祉事業を展開し、就学前の子供が心身共に健やかに育成されるよう支援するために、この保育園を開設し、運営します。
運 営 方 針	自然界、社会に適応する心身共に丈夫な身体作り。 自然を受け止め、見たもの、感じたものに感動する、目のキラキラした子供 社会に向かって、胸を張って生きて行く子供 毎日の外遊びと薄着保育

3 提供する保育の内容

名 称	松木保育園
所 在 地	さいたま市緑区松木 1-19-21
電 話 番 号	048-810-5237
認 可 年 月 日	平成 17 年 3 月 31 日
施 設 長 氏 名	伊藤 安博
職 員 数	28人
取扱う保育事業の種類	通常保育、延長保育、地域子育て支援事業

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
統括園長	1人	統括園長は、園長と協力して松木保育園、松木学童、風波野保育園及び北浦和駅前保育園(以下「各施設」という)の職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
園長	1人	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	0又は1人	副園長は、園長の業務を補佐し、保育園の円滑な運営に努める。
統括事務長	0又は1人	統括事務長は事務員の業務を補佐又は指導し、保育園の円滑な運営に努める。
主任保育士	1人	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
サブ主任保育士	2人	サブ主任保育士は主任保育士と協力して、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	20名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	0又は1名	0歳児の保育と全体の衛生管理を行う。
栄養士	1人	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成すると共に給食及びおやつを調理する。
調理員	3人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務員	0又は1名	保育園の事務処理について園長を補佐する。 保育園内外の清掃、環境維持について園長を補佐する。
用務員	0又は1名	保育園内外の清掃、環境維持について園長を補佐する。

各職種とも、必要な場合は他の職種の手伝いに入ります。

何れの職種もさいたま市の配置基準に合致する範囲で増減できるものとします。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで	
開 所 時 間	標準時間	7時30分から18時30分まで
		延長保育は月～金の18時30分から19時30分まで
	短 時 間	8時30分から16時30分まで
		延長保育は月曜日～金曜日は7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分まで、土曜日は7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分まで
休 所 日	標準時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短 時 間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由	金 額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。	
延長保育料	延長時間の保育士の給与、光熱費等が必要なため。 15分当たり250円但し月間上限金額有り(標準は3500円、短時間は4500円)	
	保育園の終業時刻(月～金 19:30、土は 18:30)を過ぎた場合は時間内の延長とは別に15分当たり750円で上限なし(開園時間外ですので、出来るだけ時間内にお迎えに来られるようにしてください)	
実 費 徴 収	3歳以上クラスには給食費として7,500円(副食費が国、さいたま市等から支給される方は主食費として3,000円。但し、800円は「地域における公益的な取組」としてなかよし愛育会が負担します)。	
	保育に使用する日用品、文房具等 <ul style="list-style-type: none"> ① 布おむつ代(希望者のみ) 実費(3600円/月程度。4月から3月までの集金と支払いがほぼ同等となるよう清算します) ② 保育園で園児が使用する文房具(落書き帳、ノリ、クレヨン、粘土と粘土工作用品等)、コマ、なわとび、お昼寝用キルトパッド等 実費* ③ バッグ 実費* 実費*の額は園内の掲示板に掲示します ④ 運動会、発表会、クリスマス会、作品展、お店屋さんごっこ、夕涼み会に使用する園児用消耗品 3歳児以上クラスの園児1か月一人 500円(前年度の園児用消耗品の実績は園内掲示板に掲示します) ⑤ ペーパータオル代 実費(2023/3/25では93.5円/200枚) 持参したペーパータオルを使用する場合は不要です。 保育に係る行事への参加に要する費用 遠足等の実費(交通費、入園料等)	

種 類	理 由 ・ 金 額
上乗せ徴収	<p>1. 事業名:運動教室 実施理由: マット、鉄棒、平均台、ボール投げ、縄跳び等を指導して運動の習慣を身に着けるため 実施内容: 株式会社キッズ・パワーに講師の派遣を依頼し、指導を行う 対象年齢:パンダ組、キリン組、ゾウ組(3~5 歳児) 徴収額:690 円/月 参考:講師料想定 39,170/月÷対象者 45 名 x80%=696 円/月 徴収金の使途:講師料支払いの一部に使用します。 実施時期:毎年度 4 月から 3 月まで</p> <p>2. 事業名:音楽教室 実施理由:リズム感、音感を養い、音楽の素養を身に着けるため 実施内容:株式会社日本総合音楽研究に講師の派遣を依頼し、鼓笛隊を主とした指導を行う 対象年齢:パンダ組、キリン組、ゾウ組(3~5 歳児) 徴収額:680 円/月 参考:講師料 38,500 円/月÷対象者 45 名 x80%=684 円/月 徴収金の使途:講師料支払いの一部に使用します。 実施時期:毎年度 4 月から 3 月まで</p> <p>3. 英会話教室 実施理由:簡単な挨拶、色の名前、曜日の名前、月の名前等を音楽にのせて覚え、英語の発音に慣れるため。 実施内容:イギリス人木村マック・パトリック様に講師を依頼し、指導を行う 対象年齢:キリン組、ゾウ組(4~5 歳児) 徴収額:330 円/月 参考:講師料 13,364 円/月÷対象者 30 名 x80%=356 円/月 徴収金の使途:講師料支払いに使用します。 実施時期:毎年度 4 月から 3 月まで</p> <p>4. 茶道教室 実施理由: 日本の心を養い、落ち着いた習慣を身に着けるため 実施内容: 裏千家準教授多田良子様に講師を依頼し、指導を行う 対象年齢:キリン組、ゾウ組(4~5 歳児) 徴収額:370 円 参考:講師料 14,000÷対象者 30 名</p>

<p>x80%=373 円</p> <p>徴収金の使途:講師料支払いに使用します。</p> <p>実施時期:毎年度 4 月から 3 月まで</p>

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	6 人	9 人	9 人	12 人	12 人	12 人	60 人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席又は登園が 9 時を過ぎる場合	保育園に 9 時迄に連絡してください
お迎えの時間・人の変更の場合	保育園に事前に連絡してください
投薬が必要な場合	与薬依頼票に記入し、薬と共に透明袋に入れて、保育士に手渡ししてください
利用開始時	お子様が慣れるまで、短時間の慣らし保育をお願いします
利用終了時	退園する場合は、区役所と同時に保育園にもご連絡ください

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 保育中に次のような事態が起こった場合、お迎えをお願いする事が有ります。お迎えが困難な場合とか、緊急を要すると思われる場合は、医者に連れて行くか救急車を呼ぶ等致します。
 - ① 体温が 37.5℃を超えた場合は、保護者に電話連絡を入れます。更に体温が上がるような場合はお迎えをお願いします。
 - ② 下痢や嘔吐で体調不良の場合。
 - ③ 保育中にケガをした場合は、保護者に電話連絡を入れてから医者に行きます。ケガがひどい場合などにはお迎えをお願いします。

- ④ その他、保育を続けるのに不安が有る場合はお迎えをお願いします。
- (4) 体温が38℃を超えた場合は、解熱後24時間を経過するまで登園を控えて頂きますようお願いいたします。解熱剤を擁している場合も登園を控えて頂きますようお願いいたします。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	緑区緑消防署 平成25年12月19日届出 防火管理者 氏名 伊藤安博
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・駐車場 第2避難場所・・・さいたま市立芝原小学校

次のような事態が起こった、又は予定された場合、休園や、保育時間の短縮をお願いする場合があります。

- ① 自然災害(台風、大雨、大雪など)により「避難準備・高齢者等避難開始情報」(レベル3)或いはそれ以上の避難情報が保育園の有る地域に発表された場合。
- ② JR等により、さいたま市内の鉄道等の路線の「計画運休」が発表された場合。
- ③ 電気、ガス、水道等の供給に支障があり、保育園の運営に支障が有る場合。
- ④ その他、保育の実施が困難な事態が発生した場合。

園児の安全、職員の安全を確保して、保育園の運営を続けていくためにご協力をお願いします。

1.1 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児

童虐待に関する研修に職員派遣、受講させています。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容	容
年間行事計画	入園のしおりをご覧ください	
主な1日のスケジュール	入園のしおりをご覧ください	
食事の提供	入園のしおりをご覧ください	
健康診断	入園のしおりをご覧ください	
損害賠償保険への加入	保育園総合保険に加入しています。	
保育内容に関する相談・苦情窓口	苦情解決責任者 園長 伊藤 安博 苦情受付担当者 主任保育士 小宮 美苗子 事務員 加藤 政彦 第三者委員 木村・東谷法律事務所 東谷良子 弁護士 電話048-829-9591 第三者委員 柳原 知恵子 様 緑区三室1853-1 電話048-873-2665	
個人情報の取扱	園内に掲示してあります	

平成27年4月1日 制定

平成28年9月1日 改定

平成29年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

平成31年2月1日 改定

令和元年10月1日 改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定